

令和3年 第1回農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月28日（木）9時30分～10時30分
2. 開催場所 門川町役場 本館3階会議室
3. 出席委員 (10人)
会長 1番 米良 成志
副会長 10番 金丸 幸子
委員 2番 津島 伊佐雄 3番 米良 多恵子 4番 安田 元信 5番 黒木 稔
6番 藤本 寿弘 7番 児玉 道治 8番 川崎 正義 9番 染田 良作
4. 欠席委員 (0人)
5. 欠員議員 (0人)
6. 出席
推進委員 農地利用最適化推進委員（4人）
白木 洋 松本 邦彦 安田 初美 米澤 一夫
7. 議事日程
報告第 1号 農地の所有権移転及び転用届出の件について
議案第 1号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）の件について
議案第 2号 基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）の件について
議案第 3号 現況証明（非農地証明願）の発行の件について
8. 議事の概要
- 開会 議長 それでは、開会いたします。
今日の出席議員は10名で議事録署名委員は5番委員と6番委員です。宜しくお願ひいたします。
『報告第1号 農地の所有権移転及び転用届出の件について』を議題とします。
事務局の説明をお願いします。
- 事務局長 報告第1号 農地の所有権移転及び転用届出の件について説明いたします。
農地法第5条の規定による届出になります。2頁をご覧ください。次のとおり受理したこと
を報告いたします。記載されていますとおり、申請が6件の所有権移転で、8筆になります。
申請1件目、庵川西4丁目145-1番、登記簿地目が畠で198m²1筆、申請事由が個人住
宅建築となります。申請2件目、同じく庵川4丁目145-2、146番、登記簿地目が畠で、
合計313m²2筆、申請事由が個人住宅の建築になります。申請3件目、庵川西4丁目147
-2、登記簿地目が畠で264m²1筆、申請事由が個人住宅の建築になります。
3頁をご覧下さい。申請4件目、門川尾末字コモ田1598-2登記簿地目が畠78m²1筆、
申請事由が物置への転用でございます。申請5件目、門川尾末字コモ田1625-1、登記簿
地目が畠118m²1筆、同字のコモ田1631-1、登記簿地目が田208m²1筆、合計32
6m²の2筆、申請事由が駐車場でございます。

	<p>申請6件目、門川尾末字コモ田1636-7、登記簿地目が畠410m²1筆、申請事由が植林となっております。申請番号4~6件目につきましては、令和2年12月1日に申請がありまして、12月25日の定例総会で報告しています。今回残り分の贈与という事であります。4頁~7頁にかけて上記6件の地図を掲載しております。まず4頁、5頁が申請1件目から3件目を示しております。場所は5頁を見ますと、庵川西地区の遠見の里東側の県道遠見半島線を挟んだ農地4筆が申請農地となります。続きまして、6頁、7頁が4~6件目の地図になります。門川町中央公民館から左側に伸びる町道沿いに4件の申請農地がございます。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この件につきましては、報告議案でございますので、それぞれ把握をしておいて下さい。</p> <p>次に『議案第1号 基盤強化法第19条（農地利用集積計画の公告）の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第1号 基盤強化法第19条（農地利用集積計画の公告）について説明致します。</p> <p>議案書の8頁をご覧ください。次のとおり農用地利用集積計画案について審議を求めます。</p> <p>申請件数は1件の2筆が対象となります。内訳としまして、賃借権設定でございます。</p> <p>1件目は、門川尾末字軍野3174番、登記簿地目が田で991m²、2筆目が同字の3176番、登記簿地目が田で990m²、合計1,981m²になります。利用目的は、農業用施設（ハウス）用地で、賃借期間が10年間で賃借料が年200,000円になります。場所につきましては、9頁、10頁に申請地2筆の地図を示しています。城屋敷ハウス団地北側に申請農地がございます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。この件につきまして推進委員のご意見を伺います。</p>
議長	<p>白木推進委員</p> <p>農地利用最適化推進委員の白木です。申請番号1番についてご説明いたします。</p> <p>去る1月22日に農業委員の金丸委員、児玉委員、松本推進委員、事務局の水永係長と私の5人で現地確認を行いました。</p> <p>農地の貸付人、借受人、所在につきましては、事務局の説明及び議案書のとおりで、10年間の賃貸借権の継続、再設定となっています。借受人はミニトマト栽培を中心にハウス園芸をされている中山地区の認定農業者で、ハウスの施設用地として活用する計画になっています。</p> <p>この農地については、今回借受人が以前より賃貸借権の設定を行っているもので、今回の計画においてその賃貸借を継続、期間の延長をするものであります。</p> <p>借受人が地域の重要な担い手であり、これまで十分な実績があるなどから本案件につきましては特段の問題はないと思われます。</p>
議長	<p>推進委員のご意見を伺いました。他の委員のご意見はございませんか。</p> <p>無いようですが、第1号議案に賛成の方は挙手願います。 全員賛成です。</p>
事務局長	<p>次に、『議案第2号 基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>議案第2号 基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）の件について説明いたします。議案については、11頁となります。次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。申請件数は1件です。賃借権の設定となります。</p> <p>貸付人は議案書のとおり2人で借り受け人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社です。</p> <p>対象農地は、現況地目はすべて田の4筆、3,717m²です。契約内容は賃借期間10年間</p>

	<p>の賃貸借となっております。本件は農地中間管理機構であります宮崎県農業振興公社に取得させ、取得後に借り受けを希望するものに貸し付けを行う案件となっております。</p> <p>12~15頁をご覧ください。本案件の入谷と、赤木の地図を示しております。</p> <p>赤木は、赤木集会場の南で、入谷は入谷線に入ったところです。説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。
安田推進委員	<p>推進委員の安田です。申請番号1番についてご説明いたします。</p> <p>去る1月21日に黒木農業委員、安田農業委員、事務局の水永係長と私の4人で現地確認を行いました。貸付人は議案書のとおり2人で、借受人は公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。対象農地は三ヶ瀬の入谷地区、赤木地区にあり、現況地目においてすべて田の4筆、3,717m²となっております。</p> <p>契約内容は貸借期間が10年の賃貸借権の設定となっております。この案件は、農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に借り受けを希望する者に貸し付けを行うものですが、その配分予定である対象者もほぼ決まっているとのことです。計画内容につきましては、事務局に確認したところですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特段の問題はないとのことです。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	推進委員のご意見を伺いました。他の委員のご意見ございませんか。
藤本委員	先の1号議案も同様であるが、賃借料が借受人の一括表記となっている。貸付人又は筆ごとの賃借料の内訳があるのではないか。(児玉委員も同調)
事務局	様式上このような表記にしていますが、内訳はありますので、表記の仕方については、検討させて下さい。
議長	特に問題はないと思いますが、この件に賛成の方、挙手願います。 全員賛成でございます。
	次の議案に移ります。『議案第3号 現況証明（非農地証明願）』を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第3号 現況証明（非農地証明願）発行の件について説明いたします。 議案書では16頁になります。次のとおり、現況証明願いがあったので審議を求めます。 議案のとおり申請は1件の1筆になります。場所は大字門川尾末字堂ノ本10459-6、登記簿地目は畠、現況地目は宅地となります。面積が5.76m ² です。場所については、17頁、18頁に地図を示しております。竹名地区になります。ご審議お願いします。
議長	説明が終りました。推進委員のご意見を伺います。
松本推進委員	農地利用最適化推進委員の松本です。申請番号1番について説明いたします。 去る1月22日に金丸委員、児玉委員、白木推進委員、事務局の水永係長と私の5人で現地確認を行いました。

申請地の所在は大字門川尾末字堂ノ本、畝1筆の5.76m²で申請人は西栄町在住の方となります。現況は、第三者の宅地の一部のような状況となっております。申請地は、急傾斜地対策用の法面と第三者の宅地に囲まれており、敷地が極めて狭いことに加え、進入路もないことから、農地としての利用は非常に困難であるように見受けられました。農振農用地の対象とはなっておらず、少なくとも20年以上前からこのような状況であり、今後も農地としての利用見込みもないことから今回の申請に至ったとのことです。私達の現地確認におきましても、当該地を今後農地として活用することは困難であろうと判断したところです。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

説明が終わりました。他の委員のご意見はございませんか。
どういう事で、この土地になっているのですか。

事務局

詳細はわかりませんが、大変狭い敷地で、第三者の宅地の家庭菜園の様になっていまして、以前の急傾斜地対策事業の際に土地を分筆した時の残地ではないかと思われます。

議長

他にありませんか。賛成の方挙手をお願いします。 全員賛成です。

以上を持ちまして、令和3年 第1回農業委員会定例総会を閉会します。

令和3年1月28日

議事録署名人

5番委員

黒木 勝一

6番委員

藤本 幸三